

指導行政のポイント

出席停止“新通知”の変更点

菱村 幸彦

さる 11 月 22 日付けで、公立学校共済組合理事長に就任しました。本紙は今後とも執筆しますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

校長への委任を認めない

先の国会で学校教育法が改正され、出席停止制度の整備が行われた。このたび、その運用通知（平成 13 年 11 月 6 日付け、文科初第 725 号）が出されたので、ここで取り上げておこう。

学校教育法の改正は、出席停止の要件・手続き等の明確化であって、制度の中身を変更するものではない。したがって、新通知は、基本的に旧通知（昭和 58 年 12 月 5 日付け、文初中第 322 号）と異なるところは少ない。以下に旧通知と比較しながら、新通知のポイントをみてみよう。

制度の趣旨 出席停止制度は、懲戒という観点からではなく、学校秩序の維持、他の児童・生徒の教育を受ける権利の保障という観点から設けられた制度であるとする点は、旧通知となんら変更はない。

教育委員会の権限と責任 出席停止は就学義務にかかわる重要な措置であるので、教育委員会の権限と責任において行われる旨の確認は旧通知と同じである。ただし、旧通知では、教育委員会の出席停止を命ずる権限を校長に内部委任（専決）または法律に基づき委任することを是認していたが、新通知では「出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることについては、慎重である必要がある」と旧通知を変更している。この点が、新旧通知の最大の変更点と言える。

出席停止の要件 学教法の旧条文には、出席停止の要件について規定はなく、旧通知でその行為類型を示していた。今回の改正で出席停止の四つの要件が法定されたので、新通知はそれを再掲している。ただし、内容的には新旧通知内容は同じとみていい。

停止処分に適正手続きを重視

意見の聴取 旧通知では出席停止をする場合、児童・生徒や保護者に告知し弁明を聴く機会をもつことが「望ましい」としていた。今回の法改正で、適正手続きの一環として、保護者の意見聴取を義務づけたため、新通知でもそれを重視し、保護者と面接対面して行うことが望ましいとしている。また、児童・生徒についても児童の権利条約に留意しつつ、意見聴取の機会を設ける配慮を求めている。

出席停止の期間 出席停止の期間について旧通知は「著しく長期にわたることのないよう配慮する」としていたが、新通知は「可能な限り短い期間となるよう配慮する」と改めている。

文書の交付 旧通知は、出席停止をする場合、文書の交付が適当であるとしながらも、緊急を要する場合は「口頭により命ずることは差し支えない」としていた。しかし、法改正で適正手続き重視の観点から、保護者への文書の交付が義務づけられたため、新通知は「口頭のみにより命ずることは認められない」と変更している。文書には根拠となる条項や該当する事実の明示を求めたのも、新しい点である。

期間中の対応 旧通知も出席停止期間中の対応についてある程度具体的に示していたが、法改正で出席停止期間中の学習支援について新たな規定が加わったため、新通知では、教育委員会が自らの責任のもとに当該児童・生徒に関する個別指導計画を策定し、学習への支援など教育上必要な措置等を講ずることを求めている。

教育委員会規則の整備 法改正で、出席停止の手続きに関しては教育委員会規則で定めると規定されたため、新通知は、教育委員会規則で定めるべき事項について具体的に列挙している。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

教育開発研究所刊 ★組織マネジメントで学校を変える、学校は変わる
高階玲治編 / A5 版・240 頁・定価 2100 円

★教員の人事考課は時代の要請、避けて通れない課題
佐藤 全編 / A5 判・260 頁・定価 2100 円

『学校の組織マネジメント』『教員の人事考課読本』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24 時間受付・即日発送)